

# おくやみガイドブック

## 宇都宮市

必要な手続きを  
案内してもらえて  
助かりました

親身に寄り添って  
対応いただき  
安心して手続きが  
できました

手続きをスムーズに  
行うことができました

### おくやみコーナーのご案内

死亡届出後に必要となるおくやみに関する手続きをご案内します。

#### 【事前予約制】

●ホームページ：



●電話番号：028-632-2695

ご予約は、来庁日の4営業日前まで  
午前8時30分から午後5時15分  
市役所1階おくやみコーナー

おくやみコーナーの詳細は、P 41をご覧ください。

## ご遺族の方へ

このたびのご逝去に、謹んでお悔み申し上げます。

宇都宮市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるよう「おくやみガイドブック」を作成いたしました。

ご不明な点などがございましたら、各担当窓口までお問い合わせください。  
このガイドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

宇都宮市

## もくじ

死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.3
死亡に伴う各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.5
2. 健康保険に関する手続き	P.8
3. 年金に関する手続き	P.11
4. 介護保険に関する手続き	P.15
5. 高齢福祉に関する手続き	P.17
6. 税に関する手続き	P.18
7. 子どもに関する手続き	P.21
8. 障がいに関する手続き	P.26
9. 上下水道に関する手続き	P.34
10. その他の手続き	P.36
おくやみコーナーのご案内	P.41
手続き判定ナビのご案内	P.42
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.43
大切な方が亡くなられたあとの各種支援・貸付制度など（市役所・市役所以外）	P.45
相談窓口	P.50
各種証明書の交付について（市民課・税制課）	P.51
各種証明書の交付について（コンビニ交付サービス）	P.53
家系図	P.55
故人の財産について	P.56
相続登記について	P.57

# 事前準備について

宇都宮市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。  
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

## 各種手続きチェックリスト

チェックリストで必要な手続きを確認できます。  
該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 2

## 委任状について

亡くなられた方と手続きに来庁される方の関係によっては、委任状が必要になる場合があります。  
詳細は各種手続きのページでご確認ください。

STEP 3

## ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、手続き窓口へお越しください。  
※手続き窓口によって受付時間などが異なりますので、詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

## 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録に関する手続き	<input type="checkbox"/>	故人が亡くなって病院などから死亡診断書(死体検案書)を受け取った	P.5
	<input type="checkbox"/>	世帯主であった	P.6
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、通知カード・個人番号通知書を持っていた	P.7
健康保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.10
年金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	公的年金を受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	公的年金の受給前に亡くなった	P.12
介護保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	65歳以上又は介護認定を受けていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	高額介護(予防)サービス費の支給を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	紙おむつ購入費の支給を受けていた	P.16
高齢福祉に関する手続き	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービスを利用していた	P.17
税に関する手続き	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)を所有していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	公的年金、給与などの収入があった	
	<input type="checkbox"/>	市内に土地・家屋を所有していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	市税を故人の口座から引き落とししていた	P.20
子どもに関する手続き	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者又は支給対象児童であった	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の支給対象児童又は受給者であった ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っていた	P.22

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子どもに関する手続き	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格者証を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	妊産婦医療費受給資格者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	母子父子寡婦福祉資金を借りていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園に申し込み又は通園していた	
	<input type="checkbox"/>	幼稚園などの無償化対象の施設を利用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	子どもの家を利用していた	
障がいに関する手続き	<input type="checkbox"/>	障がいがあり、手帳などを持っていた、障がいサービスを利用していた	P.26
上下水道に関する手続き	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた(名義人)	P.34
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた(浄化槽管理者:名義人)	
	<input type="checkbox"/>	公共下水道接続工事資金融資あっせん制度を利用していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	くみ取り式トイレを利用していた(名義人)	
その他の手続き	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	パスポートを所有していた(有効期限内のもの)	
	<input type="checkbox"/>	市営の墓園を使用していた	P.38
	<input type="checkbox"/>	広報サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	P.39
	<input type="checkbox"/>	地域連携ICカード「totra」を利用していた	P.40

# 1. 住民登録に関する手続き

## 故人が亡くなって病院などから死亡診断書（死体検案書）を受け取った

**手続き** 死亡届の届出（注：火葬等がお済みの場合、死亡届は届出済です）

手続き詳細	期 限
<p>故人が亡くなられた後、ご遺族の方が最初に行っていただく手続きになります。</p> <p>病院や医師から死亡診断書（死体検案書）を受け取ったら、死亡届を記入してください。死亡届を記入していただく方（届出人）は、故人の親族の方や同居者、家主の方などになりますが誰が届け出たかが戸籍に記載されます。また使者として死亡届を窓口を持参するのは届出人でなくても構いません。</p> <p>届出後、火葬許可証を発行します。火葬の予約をしてから、窓口にお越しください。</p> <p>◆その他</p> <p>火葬許可証は、火葬の際と納骨の際に使用しますので、紛失しないようにご注意ください。故人の死亡の記載がされた除籍謄本などは本籍地の市区町村に申請いただくこととなりますが、届出から発行までにはお時間をいただきます。目安としては、本市に届出をした場合、本市に本籍がある方は約2週間、本籍が他市区町村の方はさらに1週間以上かかりますのでご了承ください。なお、本市に本籍がある方の届出後の戸籍記載が済んでいるかのお問い合わせは、必ず届出人の方からしていただくようお願いいたします。</p> <p>※死亡届及び死亡診断書（死体検案書）は提出いただき受理となりますと、届出人を変更したい場合やコピーが必要だったなどの理由があっても、お返ししたりコピーすることはできません。他の手続きで届書の控え（コピー）が必要な方は、窓口へ提出する前にコピーをお願いします。なお、市が証明した届書の写し（届書記載事項証明書）が必要な方は、取得可能かどうか事前にお問い合わせの上、ご請求ください。</p>	<p>亡くなったことを知った日から7日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族、同居者又は家主・地主・家屋管理人若しくは土地管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者</p>
必要なもの	手続き窓口
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 届出人の印鑑（火葬許可証の申請に使用）</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡届及び死亡診断書（死体検案書） <ul style="list-style-type: none"> <li>※A3の用紙の右側が死亡診断書（死体検案書）で左側が死亡届になっているものが一般的です。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者が届出人になる場合は、資格が分かる登記事項証明書などの原本（その届出人が法人である場合は、併せて代表者事項証明書などの原本も必要）</li> </ul>	<p>市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p> <p>問い合わせ先</p> <p>（届出、戸籍記載） 市民課 戸籍グループ ☎ 028-632-2268 （届書記載事項証明書） 市民課 証明グループ ☎ 028-632-2267</p>

## 世帯主であった

### 手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
以下の全てに該当する場合は世帯主変更の手続きをしてください。 ①故人が世帯主であった ②同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いる	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 故人と同一世帯であった方
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ※届出人が故人と別世帯の場合は故人と同一世帯であった方の委任状が必要となります。	市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先 市民課 住民グループ ☎ 028-632-2271

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返納

手続き詳細	期 限
故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録は抹消となります。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効なものとなります。 ※遺族の方による処分も可能ですが、返納をご希望の場合は、窓口までお持ちください。	なし
	手続き可能な人 遺族の方
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 故人の印鑑登録証（カード）	市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先 市民課 住民グループ ☎ 028-632-2271

# 1. 住民登録に関する手続き

## マイナンバーカード、通知カード・個人番号通知書を持っていた

### 手続き マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書の取扱い

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>故人のマイナンバーカード又は通知カード・個人番号通知書は、無効となりますので、市役所に返納する必要はありません。</p> <p>なお、無効となったマイナンバーカードなどは、遺族の方による処分が可能です。故人に関する手続きでマイナンバー（個人番号）の記載が必要となる場合がありますので、マイナンバーカードなどの処分は、関連する手続きが落ち着いてから行ってください。</p>	<p><b>期 限</b></p>
	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p>
<p><b>必要なもの</b></p>	<p>手続き窓口</p>
	<p>問い合わせ先</p>
	<p>市民課 個人番号グループ ☎ 028-632-5266</p>

MEMO

## 2. 健康保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 資格確認書等の返還・再交付申請（世帯主の変更が生じた方が対象）

手続き詳細	期 限
<p>故人の資格確認書等は、保険年金課（市役所1階）又は各地区市民センター・出張所にて返還ください。</p> <p>故人が国民健康保険の被保険者で、かつ世帯主であった場合、住民登録が同一世帯のご家族の方の国民健康保険資格確認書等も書換えとなりますので再交付の申請をしてください。</p>	<p>亡くなった日から14日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録が同一世帯のご家族の方</li> <li>・新しく世帯主になった方からの委任状をお持ちの代理人</li> </ul>
必要なもの	手続き窓口
<p><input type="checkbox"/> 故人及び住民登録が同一世帯のご家族の方の資格確認書等</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）</p> <p>※代理人の方が申請する場合は、新しく世帯主になった方からの委任状と代理人の方の本人確認書類</p>	<p>保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 国保税グループ ☎ 028-632-2320</p>

#### 手続き② 納付方法の変更

手続き詳細	期 限
<p>国民健康保険税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。</p> <p>引き続き口座振替を希望される場合は、新たな納税義務者（世帯主）又は被保険者などからの口座振替依頼をしてください。</p>	<p>すみやかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>故人と同一世帯の方</p>
必要なもの	手続き窓口
<p><input type="checkbox"/> 故人の資格確認書等又は納税通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 新たな口座振替名義人の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 新たな口座振替名義人の銀行などの届出印</p>	<p>保険年金課（市役所1階） 市内金融機関 各地区市民センター・出張所</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 収納グループ ☎ 028-632-2324</p>

## 2. 健康保険に関する手続き

### 手続き③ 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が国民健康保険の被保険者で葬祭を行なっている場合、葬祭費の支給申請の手続きをしてください。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	・喪主又は、喪主から委任を受けた方
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 喪主の通帳等口座番号が確認できるもの（公金受取口座を希望する場合はマイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 故人の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など） ※葬祭を行った人以外に葬祭費の支給を希望する場合は委任状が必要になります。	保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所  問い合わせ先 保険年金課 国保給付グループ ☎ 028-632-2316

MEMO

## 後期高齢者医療制度に加入していた

### 手続き① 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、葬祭費の支給申請の手続きをしてください。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 ・喪主又は、喪主から委任を受けた方
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 喪主の通帳（口座番号が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 故人の資格確認書 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など） ※葬祭を行った人以外に葬祭費の支給を希望する場合は委任状が必要になります。	保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎ 028-632-2308

### 手続き② 給付費の申請請求など

手続き詳細	期 限
故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、給付費の申請、請求、受領及び保険料還付金の請求、受領、並びに各種通知の受領を相続人の代表者が行うこととなりますので、申立・誓約書を提出してください。 ◆その他 ・保険料額の変更があった場合、翌月以降に通知します。 ・保険料の支払いがある場合、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。 ・保険料の払戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付いたします。 ※相続放棄をされる方は、手続き不要です。	可能な限りすみやかに
	手続き可能な人 相続人代表者 相続人代表者から委任を受けた方
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳（口座番号が確認できるもの）	保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎ 028-632-2308

### 3. 年金に関する手続き

#### 公的年金を受給していた

※支給停止に関する手続きは原則不要です

#### 手続き 未支給年金の手続き

手続き詳細	期 限
年金受給者である故人と生計を同じくしていたご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。 【ご遺族について】 故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族	亡くなった日から5年以内 手続き可能な人 死亡した人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の3親等以内の親族で死亡者と生計を同一にしていた方 →詳しくはお問い合わせください。
必要なもの <input type="checkbox"/> 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本（抄本） <input type="checkbox"/> 故人の住民票除票の写し <input type="checkbox"/> 請求者の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 故人の年金証書 ※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要となる場合があります。	手続き窓口 ・障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金 ⇒保険年金課（市役所1階）・各地区市民センター・出張所 ・厚生年金等、上記以外の年金 ⇒請求者の住所地を管轄する年金事務所（連絡先は P.43 参照）
	問い合わせ先 保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・貸付制度など

相続について

広告

## 公的年金の受給前に亡くなった

### 手続き① 死亡一時金の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人と生計を同じくしていたご遺族が次に該当する場合、死亡一時金が支給される可能性があります。</p> <p>【故人について】 3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合</p> <p>【ご遺族について】 故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p> <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族基礎年金を受けるときは支給されません。</li> <li>・寡婦年金の受給権がある場合、どちらか一方の選択です。</li> <li>・厚生年金や共済年金に加入していた場合、その他の手続きがある場合があります。</li> </ul>	<p>亡くなった日から2年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>死亡した人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で死亡者と生計を同一にしていた方 →詳しくはお問い合わせください。</p>
必要なもの	手続き窓口
<p><input type="checkbox"/> 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本（抄本）</p> <p><input type="checkbox"/> 故人の住民票除票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票の写し</p> <p>※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。</p> <p>※上記以外の書類が必要になる場合があります。</p>	<p>保険年金課（市役所1階）・各地区市民センター・出張所</p>
	問い合わせ先
	<p>保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327</p>

### 3. 年金に関する手続き

#### 手続き② 遺族基礎年金の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人により生計を維持されていたご遺族が次に該当する場合、遺族基礎年金が支給される可能性があります。</p> <p>【故人について】下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金の被保険者（*1）</li> <li>・国内に住所を有し60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者（*1）</li> <li>・老齢基礎年金の受給権者（*2）</li> <li>・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者（*2）</li> </ul> <p>（*1）死亡日の前日において、免除期間を含む保険料納付済期間が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要（要件を満たさない場合の特例制度あり）</p> <p>（*2）25年以上の受給資格期間の者に限る</p> <p>【ご遺族について】</p> <p>故人の「子のある配偶者」又は「子」</p> <p>※子とは、18歳到達の年度末までの子、又は20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害の状態にある子。婚姻していない場合に限り。その他の受給条件についてはお問い合わせください。</p> <p>◆その他</p> <p>遺族厚生年金に該当する場合、年金事務所にお問い合わせください。</p>	<p>亡くなった日から5年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>原則 18 歳未満の子がいる配偶者 →詳しくはお問い合わせください。</p>
必要なもの	手続き窓口
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本（抄本）</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡診断書（コピー）</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の通帳（配偶者・子）</li> <li><input type="checkbox"/> 故人の住民票除票の写し</li> </ul> <p>※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。</p>	<p>保険年金課（市役所 1 階）・ 各地区市民センター・ 出張所</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327</p>

MEMO

### 手続き③ 寡婦年金の手続き

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>故人により生計を維持されていたご遺族が次に該当する場合、寡婦年金が支給される可能性があります。</p> <p><b>【故人について】</b> 国民年金第一号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合</p> <p><b>【ご遺族について】</b> 故人と10年以上継続して婚姻関係にある妻（事実婚を含む）。ただし、妻が老齢基礎年金を繰上げ受給している場合は支給されない。</p> <p>◆その他 支給は60歳から65歳到達まで</p>	<p><b>期 限</b></p> <p>亡くなった日から5年以内</p> <p><b>手続き可能な人</b></p> <p>死亡した夫に生計を維持されていた妻（婚姻関係が10年以上継続している場合） →詳しくはお問い合わせください。</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本（抄本）</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡診断書（コピー）</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 故人の住民票除票の写し</li> </ul> <p>※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。</p>	<p><b>手続き窓口</b></p> <p>保険年金課（市役所1階）・ 各地区市民センター・ 出張所</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327</p>

MEMO

## 4. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上又は介護認定を受けていた

#### 手続き 資格喪失の手続き、保険証の返還

手続き詳細	期 限
<p>故人が65歳以上又は介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失の手続き</li> <li>・各種証の返還</li> </ul> <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料額変更通知書を翌月以降に通知します。また、保険料の支払いがある場合は、納付書が同封されておりますので、期限までに納付してください。</li> <li>・保険料に還付がある場合は、還付通知書を送付いたしますので、必要書類を提出してください。</li> </ul>	<p><b>すみやかに</b></p> <p>手続き可能な人</p> <p><b>どなたでも可</b></p>
必要なもの	手続き窓口
<p><b>【資格喪失の手続き】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険資格喪失届</p> <p><b>【各種証の返還】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 交付されている場合は、負担割合証、負担限度額認定証</p> <p>※なお、要介護（要支援）認定申請中の場合は、事前にお問い合わせください。</p>	<p>高齡福祉課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所</p> <p>問い合わせ先</p> <p>高齡福祉課 介護保険料グループ ☎ 028-632-2909</p>

### 高額介護（予防）サービス費の支給を受けていた

#### 手続き 高額介護（予防）サービス費振込口座の変更

手続き詳細	期 限
<p>故人が受給する高額介護（予防）サービス費が振込口座の解約などによって振り込みできなかった場合、相続人への再振込に関する案内を送付します。</p> <p><b>【送付する書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者選任届</li> <li>・返信用封筒（要切手貼付）</li> </ul> <p>※相続人（再振込先の口座名義人）が故人と別世帯の場合、続柄を証明する書類（戸籍謄本などのコピー）を添付していただきます。</p>	<p><b>案内が届き次第すみやかに</b></p> <p>手続き可能な人</p> <p><b>相続人</b></p>
必要なもの	手続き窓口
	<p>高齡福祉課（市役所2階）</p> <p>問い合わせ先</p> <p>高齡福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906</p>

## 紙おむつ購入費の支給を受けていた

### 手続き① 紙おむつ購入費振込口座の変更

手続き詳細	期 限
故人が受給する紙おむつ購入費支給が振込口座の解約などによって振り込みできなかった場合、相続人への再振込に関する案内を送付します。 【送付する書類】 ・相続人代表者選任届 ・返信用封筒（要切手貼付） ※相続人（再振込先の口座名義人）が故人と別世帯の場合、続柄を証明する書類（戸籍謄本などのコピー）を添付していただきます。	案内が届き次第すみやかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	手続き窓口
	高齢福祉課（市役所2階） 問い合わせ先 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906

### 手続き② 紙おむつ購入費支給申請（未申請分）

手続き詳細	期 限
故人が要介護1～5の認定を受け、在宅の期間中に購入した大人用紙おむつについて、紙おむつ購入費支給申請を行うことができます。 ※介護保険施設や短期入所、病院に入所・入院の期間、「要支援1・2」と認定を受けた期間に購入されたものは対象となりません。 ◆その他 領収書は、被保険者氏名（フルネーム）、購入年月日、購入金額、購入品目（「大人用紙おむつ」）、販売者名の記載が必要です。	紙おむつ購入日の翌日から 2年以内 手続き可能な人 相続人
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 介護保険紙おむつ購入費支給認定申請書 <input type="checkbox"/> 領収書（領収日が生前のものに限る） <input type="checkbox"/> 振込口座の情報が確認できるもの	高齢福祉課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906

## 5. 高齢福祉に関する手続き

### 高齢者福祉サービスを利用していた

#### 手続き① 高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）の返却手続き

手続き詳細	期 限
故人が高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）を貸与されている場合、機器などの返却手続きをしてください。 ◆その他 機器を紛失した場合、実費弁償となります。	すみやかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 緊急通報システム機器一式 ※持参することが困難な場合は、委託業者による回収も可能です。	高齢福祉課（市役所2階） 問い合わせ先 高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2368

#### 手続き② 保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券の返還

手続き詳細	期 限
保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券の利用者が亡くなった場合、返還してください。 ※この券は利用者以外使用することができないため、破棄していただいても構いません。	すみやかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券	高齢福祉課（市役所2階） 問い合わせ先 高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2360

## 6. 税に関する手続き

### 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター・フォークリフトなど）を所有していた

#### 手続き 原動機付自転車などの廃車・名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
故人名義の原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター・フォークリフトなど）がある場合、廃車又は名義変更の手続きをしてください。 <b>◆その他</b> 車両により、手続き場所が異なりますので、ご注意ください。 ・自動車及びバイク（125cc超）：運輸支局 ・軽自動車：軽自動車検査協会	<b>すみやかに</b> 手続き可能な人 <b>どなたでも可</b>
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 譲渡証明書	税制課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 税制課 諸税証明グループ <b>☎ 028-632-2205</b>

### 公的年金、給与などの収入があった

#### 手続き 市民税・県民税の手続き

手続き詳細	期 限
故人が市民税・県民税を納付していて（課税されていて）、相続人が2名以上おり、相続人代表者の指定をする場合は、手続きをしてください。	<b>すみやかに</b> 手続き可能な人 <b>相続人</b>
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	市民税課（市役所2階） 問い合わせ先 市民税課 <b>☎ 028-632-2233、 2221、2214、2217</b>

## 6. 税に関する手続き

### 市内に土地・家屋を所有していた

#### 手続き① 土地・家屋の現所有者の申告

手続き詳細	期 限
<p>故人が市内に土地・家屋を所有していた場合、相続人の中から、固定資産税・都市計画税の納税通知書などを受け取る「相続人代表者（現所有者）」を申告してください。</p> <p>※共有名義で固定資産をお持ちの場合はお手続き内容が異なる場合があります。詳しくは窓口でご確認ください。</p>	<p>亡くなられてから概ね3ヶ月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 代表となる現所有者のマイナンバーカード ※マイナンバーカードが無い場合は次の2種類の書類が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類 (例：通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 等)</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード以外の本人確認書類 (例：運転免許証、障害者手帳、各健康保険の資格確認書 等)</p> <p>◆法定相続人以外が代表者となる場合には、このほかに以下の書類が必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し（自筆遺言の場合は、検証済みのもの）</p>	<p>手続き窓口</p> <p>資産税課（市役所2階）</p> <p>問い合わせ先</p> <p>資産税課 管理グループ ☎ 028-632-2243、2244</p>

#### 手続き② 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
<p>故人が市内に不動産登記されていない建物（未登記家屋）を所有していた場合、所有者名義の変更をしてください。</p> <p>※相続の内容や相続人の状況などにより、下記以外の書類が必要となる場合があります。</p>	<p>原則、亡くなられた年の年末まで</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続の内容が確認できる書類 遺産分割協議書、遺言書など</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類 相続関係説明図、戸籍謄本、法定相続情報一覧図の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> その他 相続人全員の印鑑登録証明書、物件を相続する方の住民票の写しなど</p>	<p>手続き窓口</p> <p>資産税課（市役所2階）</p> <p>問い合わせ先</p> <p>資産税課 家屋第1、第2グループ ☎ 028-632-2250～2257</p>

## 市税を故人の口座から引き落としていた

### 手続き 市税・納付方法の変更

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>市税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書を送付いたしますので、お申し出ください。</p> <p>引き続き口座振替を希望される場合は、新しくご利用になる口座について、口座振替の申し込み手続きを行ってください。</p>	<p><b>期 限</b></p> <p>すみやかに</p> <hr/> <p>手続き可能な人</p> <p>親族など</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 変更後の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 変更後の銀行などの届出印</p>	<p><b>手続き窓口</b></p> <p>納税課（市役所 2 階） 市内金融機関 各地区市民センター・出張所</p> <hr/> <p>問い合わせ先</p> <p>納税課 納税管理グループ ☎ 028-632-2189</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 7. 子どもに関する手続き

### 児童手当の受給者又は支給対象児童であった

#### 手続き 児童手当の手続き

手続き詳細	期 限
<p>手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。 認定請求書は、受給者の配偶者、祖父母など支給対象児童を養育する方が提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未支払児童手当の請求</li> <li>・認定請求書の提出（新たに受給者となる方）</li> </ul> <p>手当の支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、次のいずれかの手続きをしてください。</p> <p>①他に支給対象となっている児童がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給事由消滅届の提出</li> </ul> <p>②他に支給対象となっている児童がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・額改定届の提出</li> </ul> <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。</li> <li>・新たに受給者となる方が、市外在住の場合は、住所地の市区町村にお問い合せください。</li> <li>・なお、公務員の場合は、原則として勤務先への申請となりますので、ご注意ください。</li> </ul>	<p>亡くなった日の翌日から 15日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>【未支払児童手当の請求】 児童手当の支給対象児童</p> <p>【認定請求書の提出】 配偶者や祖父母などの児童の養育者</p> <p>【支給対象児童が亡くなられた場合の手続き】 現児童手当の受給者</p>
必要なもの	手続き窓口
<p>【未支払児童手当の請求】</p> <p><input type="checkbox"/> 未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など）</p> <p>【認定請求書の提出（新たに受給者となる方）】</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など）</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要書類（必要な方は、個別に案内します。）</p>	<p>子ども政策課 （市役所2階）</p> <p>問い合わせ先</p> <p>子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387</p>

## 児童扶養手当の支給対象児童又は受給者であった ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っていた

### 手続き①

#### 児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き(支給対象児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失届又は額改定届の手続きをしてください。	すみやかに
◆その他 個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。	手続き可能な人 児童扶養手当などの受給者
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給資格者証	子ども政策課 (市役所 2階)
	問い合わせ先 子ども政策課 自立支援グループ ☎ 028-632-2386

### 手続き②

#### 児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き(手当受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
手当を受給していた方が亡くなられた場合、受給者死亡届(未支払手当請求書)の提出の手続きをしてください。	亡くなった日の翌日から14日以内
◆その他 個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。	手続き可能な人 親族など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの(通帳など)	子ども政策課 (市役所 2階)
	問い合わせ先 子ども政策課 自立支援グループ ☎ 028-632-2386

## 7. 子どもに関する手続き

### こども医療費受給資格者証を持っていた

#### 手続き こども医療費受給資格者証の手続き

手続き詳細	期 限
こども医療費の助成対象となっていた児童が亡くなった場合、受給者証の返還をしてください。 また、こども医療費の振込先口座に登録している名義人の方が亡くなった場合、振込先口座の変更の申請をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	保護者、祖父母など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> こども医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 通帳（口座変更の場合のみ）	子ども政策課 （市役所 2 階） 各地区市民センター・ 出張所
	問い合わせ先
	子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387

### 妊産婦医療費受給資格者証を持っていた

#### 手続き 妊産婦医療費受給資格者証の手続き

手続き詳細	期 限
医療費の助成対象となっていた妊産婦の方が亡くなった場合、受給者証の返還をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 妊産婦医療費受給資格者証	子ども支援課 （市役所 2 階） 各地区市民センター・ 出張所
	問い合わせ先
	子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296

## 母子父子寡婦福祉資金を借りていた

### 手続き 母子父子寡婦福祉資金の手続き

手続き詳細	期 限
故人が母子父子寡婦福祉資金の借入関係者（借受人、連帯借受人、連帯保証人）であった場合は、届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 借受人、連帯借受人、連帯保証人など
必要なもの 手続きの内容により、手続きに必要なものが変わりますので、必ず事前にお問い合わせください。	手続き窓口
	子ども政策課 （市役所 2 階）
	問い合わせ先 子ども政策課 自立支援グループ ☎ 028-632-2389

## 保育園・幼稚園に申し込み又は通園していた

### 手続き 保育園・幼稚園などの手続き

手続き詳細	期 限
保育園・幼稚園などを利用する児童（利用申し込み中や転園申し込み中の方を含む）又は保護者、同居（世帯分離の場合でも）している方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 保護者
必要なもの 【在園している場合】 ●児童が亡くなられた場合 □ 退所届 ●保護者又は同居している方（世帯分離している場合であっても）が亡くなられた場合 □ 変更届 【申し込み中の場合】 保育課へお電話ください。	手続き窓口
	【在園している場合】 在園中の施設 【申し込み中の場合】 保育課（市役所 2 階）
	問い合わせ先 保育課 入所・給付グループ ☎ 028-632-2393

## 7. 子どもに関する手続き

### 幼稚園などの無償化対象の施設を利用していた

#### 手続き 幼児教育・保育の無償化

手続き詳細	期 限
幼稚園・認定こども園・認可外保育施設など、幼児教育・保育の無償化対象の施設を利用していた児童又は保護者が亡くなられた場合、手続きが必要となる場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	手続き窓口
<b>【在園している児童が亡くなられた場合】</b> <input type="checkbox"/> 退所届 <b>【保護者が亡くなられた場合】</b> <input type="checkbox"/> 変更届	各利用施設、 保育課（市役所2階） ※手続き窓口は利用施設により異なりますので、お電話にてご確認ください。
	問い合わせ先
	保育課 入所・給付グループ ☎ 028-632-2394

### 子どもの家を利用していた

#### 手続き 子どもの家の手続き

手続き詳細	期 限
子どもの家を利用している児童又は、子どもの家利用中の同一世帯の方が亡くなられた場合、手続きが必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	手続き窓口
<b>【利用している児童が亡くなられた場合】</b> <input type="checkbox"/> 子どもの家利用中止届 <b>【利用中の同一世帯の方が亡くなられた場合】</b> <input type="checkbox"/> 子どもの家利用許可申請書記載事項変更届	各子どもの家 問い合わせ先
	生涯学習課 放課後児童グループ （市役所13階） ☎ 028-632-2651

## 8. 障がいに関する手続き

### 障がいがあり、手帳などを持っていた、障がいサービスを利用していた

#### 手続き① 手帳の返還(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)

手続き詳細	期 限
故人が身体障がい者手帳などをお持ちの場合、各手帳の返還の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 各手帳 (身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)	障がい福祉課 (市役所1階)
	問い合わせ先 (身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳について) 障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、2362、2363 (療育手帳について) 障がい福祉課 相談支援グループ ☎ 028-632-2365

#### 手続き② 受給者証の返還(自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証、障がい福祉サービス受給者証)

手続き詳細	期 限
故人が自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証などをお持ちの場合、各受給者証の返還の手続きをしてください。 <b>◆その他</b> 故人が自立支援医療受給者証(育成医療)をお持ちの場合は、子ども支援課でのお手続きとなります。(P.33参照)	すみやかに
	手続き可能な人 親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 各受給者証 (自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証、障がい福祉サービス受給者証)	障がい福祉課 (市役所1階)
	問い合わせ先 (更生医療・精神通院について) 障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、2362、2363 (障がい福祉サービスについて) 障がい福祉課 相談支援グループ ☎ 028-632-2366

## 8. 障がいに関する手続き

### 手続き③ 手当に関する手続き（受給者が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
故人が手当などを受給していた場合は、手続きが必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当の喪失・口座変更</li> <li>・経過的福祉手当の喪失・口座変更</li> <li>・心身障がい者福祉手当の喪失・口座変更</li> <li>・難病患者福祉手当の喪失・口座変更</li> </ul>	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 親族の方の口座が確認できるもの	障がい福祉課 (市役所 1 階) 各地区市民センター・ 出張所
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

### 手続き④ 緊急通報装置・福祉電話の返却手続き

手続き詳細	期 限
故人が緊急通報装置・福祉電話を貸与されている場合、機器などの返却手続きをしてください。 ※届出後、緊急通報装置は事業者が撤去作業を実施します。 ◆その他 緊急通報装置については、故人が65歳以上の場合は高齢福祉課でのお手続きとなります。(P.17参照)	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> ご家族の印鑑	障がい福祉課 (市役所 1 階)
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

## 手続き⑤ 重度心身障がい者医療費受給資格者証の返還

手続き詳細	期 限
故人が重度心身障がい者医療費受給資格者証をお持ちの場合、返還の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給資格者証	障がい福祉課 (市役所 1階)
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

## 手続き⑥ 心身障がい者扶養年金の停止又は給付の申請

手続き詳細	期 限
故人が心身障がい者扶養年金制度の加入者又は受給者であった場合、給付又は停止の手続きが必要になります。 ・加入者が亡くなった場合 ・受給者が亡くなった場合 ・年金管理者が亡くなった場合 ・障がい者が加入者よりも先に亡くなった場合	給付の申請期限は加入者が亡くなった後3年以内
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 年金給付請求書 <input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票除票の写し <input type="checkbox"/> 年金受給権者(障がい者)の住民票の写し <input type="checkbox"/> 口座指定届 <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる通帳のコピー ※詳細につきましては、右記までお問い合わせください。	障がい福祉課 (市役所 1階)
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

## 8. 障がいに関する手続き

### 手続き⑦ 障がい者タクシー料金助成券の返還

手続き詳細	期 限
<p>故人が障がい者タクシー料金助成券の利用者であった場合、返還してください。</p> <p>※利用者以外使用することができないので、破棄してしまっても構いません。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族、支援者など</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者タクシー料金助成券</p>	<p>手続き窓口</p> <p>障がい福祉課 (市役所1階)</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363</p>

### 手続き⑧ 特定医療費（指定難病）受給者証及び登録者証の返還

手続き詳細	期 限
<p>故人が受給者証や登録者証（※）などをお持ちの場合、返還の手続きをしてください。</p> <p>※紙交付を受けている方は、紙の登録者証をお持ちください。</p>	<p>医療費の精算後、すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>家族及び支援関係者など</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証</p> <p><input type="checkbox"/> 指定難病自己負担上限額管理票</p> <p><input type="checkbox"/> 登録者証（紙交付の方のみ）</p>	<p>手続き窓口</p> <p>保健予防課（保健所） ：宇都宮市竹林町972番地 保健福祉総務課（市役所1階）</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保健予防課 保健対策グループ ☎ 028-626-1116</p>

## 手続き⑨ 肝炎治療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
故人が受給者証などをお持ちの場合、返還の手続きをしてください。	事由発生から 20 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証	保健予防課（保健所） ：宇都宮市竹林町 972 番地
	問い合わせ先
	保健予防課 予防接種グループ ☎ 028-626-1114

## 手続き⑩ 被爆者健康手帳の手続き

手続き詳細	期 限
故人が被爆者健康手帳をお持ちである場合、手帳の返還などの手続きをしてください。 また、葬祭を行った方に対し、葬祭料（死亡年度により金額は異なります）が支給されます。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
<b>【葬祭料支給申請】</b> <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書のコピー <input type="checkbox"/> 喪主の方の通帳のコピー（通帳の2ページ目） <input type="checkbox"/> 申請者が葬祭を行ったことが分かる書類（下記のいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・会葬礼状のはがき（申請者が喪主の場合）</li> <li>・葬儀会社からの領収書（コピー可。申請者及び被爆者の氏名が明記されたもの）</li> </ul> ※死亡原因が交通事故など原子爆弾の傷害作用によるものでないことが明らかな場合は支給されません。	保健予防課（保健所） ：宇都宮市竹林町 972 番地
	問い合わせ先
	保健予防課 予防接種グループ ☎ 028-626-1114
<b>【死亡届】</b> <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 手当証書（手当受給者のみ） <input type="checkbox"/> 死亡を証する書類 （住民票除票の写し、死亡診断書又は死体検案書など。ただし、葬祭料支給申請を同時に行う場合は省略できます）	

## 8. 障がいに関する手続き

### 手続き⑪ 特別児童扶養手当に関する手続き(支給対象児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
<p>支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失届又は額改定届を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(支給対象児童が1人の場合) 特別児童扶養手当資格喪失届</li> <li>・(支給対象児童が複数の場合) 特別児童扶養手当額改定届</li> </ul> <p>◆その他 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。</p>	<p>事由発生日から 14 日以内</p> <p>手続き可能な人 特別児童扶養手当の受給者</p>
必要なもの	手続き窓口
	<p>子ども政策課 (市役所2階)</p> <p>問い合わせ先 子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387</p>

### 手続き⑫ 特別児童扶養手当に関する手続き(手当受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
<p>手当を受給している方が亡くなられた場合、受給者死亡届、未支払特別児童扶養手当請求書、振込先口座申出書を提出してください。引き続き特別児童扶養手当を受給する場合は、新しい受給者様で改めて新規申請が必要となります。</p> <p>◆その他 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。</p>	<p>事由発生日から 14 日以内</p> <p>手続き可能な人 【受給者死亡届、振込先口座申出書の提出】 配偶者や支給対象児童の祖父母など 【未支払特別児童扶養手当請求書の提出】 特別児童扶養手当の支給対象児童 【特別児童扶養手当の申請書】 配偶者や祖父母などの児童の養育者</p>
必要なもの	手続き窓口
<p><input type="checkbox"/> 未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの(通帳など)</p> <p><input type="checkbox"/> 新たに特別児童扶養手当を受給する方の振込先口座が確認できるもの(通帳など)</p>	<p>子ども政策課 (市役所2階)</p> <p>問い合わせ先 子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387</p>

手続き⑬ 障がい児福祉手当に関する手続き（支給対象児童が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
<p>手当を受給していた児童が亡くなられた場合、障がい児福祉手当資格喪失届、未支払請求書を提出してください。</p> <p>◆その他                      手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。</p>	<p>事由発生日から 14 日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>保護者、祖父母など</p>
必要なもの	手続き窓口
<p><input type="checkbox"/> 未支払い分を受給する保護者名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など）</p>	<p>子ども政策課 （市役所 2 階）</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387</p>

手続き⑭ 小児慢性特定疾病医療受給者証の手続き

手続き詳細	期 限
<p>受診者が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届を提出してください。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	手続き窓口
<p><input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証</p>	<p>子ども支援課 （市役所 2 階）</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296</p>

## 8. 障がいに関する手続き

### 手続き⑮ 自立支援医療受給者証（育成医療）の手続き

手続き詳細	期 限
受診者が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は自立支援医療受給者証等記載事項変更届を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（育成医療）	子ども支援課 （市役所 2 階）
	問い合わせ先 子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296

### 手続き⑯ 障がい児通所受給者証の手続き

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は各種変更の申請をお願いいたします。	すみやかに
	手続き可能な人 【受給者証の返還】 保護者 【各種変更の申請】 保護者
必要なもの	手続き窓口
<b>【受給者証の返還】</b> <input type="checkbox"/> 通所受給者証 <b>【各種変更の申請】</b> <input type="checkbox"/> 保護者のマイナンバーが確認できるもの（例：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）	子ども発達センター ：宇都宮市鶴田町 970 番地 1
	問い合わせ先 子ども発達センター 交流管理グループ ☎ 028-647-4721

## 9. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた(名義人)

#### 手続き 水道・下水道の休止又は名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人が水道・下水道を使用していた場合は、休止又は名義変更の手続きが必要になります。</p> <p>◆電話による手続きができます 右記の問い合わせ先手続き窓口へ、連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きの際には、お客様番号をお聞きしますので、あらかじめご確認ください。お客様番号は、検針票及び領収書に記載されています。</li> <li>・検針票、領収書がない場合には、水道メーターの番号をお聞きします。メーター番号は、メーターボックス内のメーターに表示されています。</li> </ul> <p>◆電話による受付時間 受付時間：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝休日、年末年始を除く)</p> <p>◆市ホームページからも手続きができます</p>	<p><b>すみやかに</b> (休止の連絡がないと、水道を使用しなくても、基本料金がかかります。)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p><b>親族</b></p>
	<p>手続き窓口</p> <p><b>お客さま受付センター</b> (上下水道局) ：宇都宮市河原町1番41号</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p><b>お客さま受付センター</b> ☎ 028-633-1300</p>



### 浄化槽を使用していた(浄化槽管理者:名義人)

#### 手続き 浄化槽管理者の変更・廃止・使用休止の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人が管理されていた家屋などの浄化槽は、今後の使用の意向により、次の届出が必要になります。</p> <p>◆郵送による手続きができます</p>	<p><b>【引き続き使用する場合】</b> 浄化槽管理者変更後、30日以内</p> <p><b>【今後使用することがない場合】</b> 浄化槽の使用廃止後、30日以内</p> <p><b>【現在は使用しないが、今後、使用する予定がある場合】</b> すみやかに(詳しくはお問い合わせください。)</p>
<p>必要なもの</p> <p><b>【引き続き使用する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書</li> <li><input type="checkbox"/> 維持管理に関する委託契約書のコピー</li> </ul> <p><b>【今後使用することがない場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 浄化槽使用廃止届出書</li> </ul> <p><b>【現在は使用しないが、今後、使用する予定がある場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 浄化槽使用休止届出書</li> </ul>	<p>手続き可能な人</p> <p><b>親族</b></p>
	<p>手続き窓口</p> <p><b>水質管理課 (上下水道局)</b> ：宇都宮市河原町1番41号</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p><b>水質管理課</b> ☎ 028-633-2001</p>

## 9. 上下水道に関する手続き

### 公共下水道接続工事資金融資あっせん制度を利用していた

#### 手続き 公共下水道接続工事資金融資あっせん制度の利用者などの変更

手続き詳細	期 限
故人が公共下水道接続工事資金融資あっせん制度を利用されていた、もしくは連帯保証人であった場合は、利用者（債務者）や連帯保証人の変更手続きが必要となる場合がありますので、融資を受けた金融機関にご連絡をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	融資を受けた金融機関にご相談ください。
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 変更手続きをされる場合は、戸籍謄本や除籍謄本、印鑑証明書及びその実印など (お手続き内容により必要書類が異なりますので、金融機関にお尋ねください。)	融資を受けた金融機関
	問い合わせ先
	工事受付センター (上下水道局) ☎ 028-633-3164

### くみ取り式トイレを利用していた（名義人）

#### 手続き くみ取り式トイレの手続き

手続き詳細	期 限
故人がご自宅・事業所などでくみ取り式のトイレを利用されていた場合は、くみ取りの停止や手数料の清算などが必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
特になし →くみ取り事業者へご連絡ください。	くみ取り事業者へお問い合わせください。 ※くみ取り事業者が不明の場合はごみ減量課へお問い合わせください。
	問い合わせ先
	ごみ減量課 収集指導グループ ☎ 028-632-2423

## 10. その他の手続き

### 農地を所有していた

#### 手続き 農地法の規定による届出

手続き詳細	期 限
故人が農地を所有していた場合、相続により農地を取得した者は、届出（農地法第3条の3の規定による届出）が必要になります。	相続登記後又は遺産分割協議が確定した後すみやかに
	手続き可能な人
	相続した人
必要なもの	手続き窓口
	農業委員会事務局 (市役所7階)
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 028-632-2813、2814

### 森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を所有していた

#### 手続き 森林法の規定による届出

手続き詳細	期 限
故人が森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を所有していた場合、森林法の規定により所有者となった旨の届出（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出）が必要になります。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	新たに森林の土地の所有者となった方
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 相続登記後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）又は遺産分割協議書等届出の原因を証明する書面	農林生産流通課 (市役所7階)
	問い合わせ先
	農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎ 028-632-2477

## 10. その他の手続き

### 犬を飼っていた

#### 手続き 飼い犬の手続き

手続き詳細	期 限
故人が飼い犬の所有者であった場合、所有者の変更手続きをしてください。	変更があった日から 30 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 犬の登録番号（犬鑑札の番号）の控え ※番号不明の場合は、右記問い合わせ先までお問い合わせください。	生活衛生課（保健所） ：宇都宮市竹林町 972 番地 各地区市民センター・出張所 保健と福祉の相談窓口 （市役所 1 階）
	問い合わせ先
	生活衛生課 環境衛生グループ ☎ 028-626-1108

### パスポートを所有していた（有効期限内のもの）

#### 手続き パスポートの返納

手続き詳細	期 限
故人がパスポートを保有していた場合、パスポートを返納してください。 （有効期限が残っている場合）	すみやかに
◆その他	手続き可能な人
住所が宇都宮市の方のパスポートに限ります。	親族
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 故人のパスポート <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 故人及び届出人の戸籍謄本 ※故人と届出人が別戸籍の場合、続柄が確認できる改製原戸籍謄本なども必要となることがあります。	宇都宮市パスポートセンター ：宇都宮市馬場通り 4 丁目 1 番 1 号 うつのみや表 参道スクエア 5 階
	問い合わせ先
	宇都宮市パスポートセンター ☎ 028-616-1544


## 市営の墓園を使用していた

### 手続き 市営の墓園の使用者の名義変更

手続き詳細	期 限
故人が市営の墓園を使用していた場合、名義の変更の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	承継者
必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/> 墓園使用許可証 <input type="checkbox"/> 故人（前使用者）の除籍謄本 <input type="checkbox"/> 承継者の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し（住所が宇都宮市の方は不要） ※市外の方は本籍表示がある住民票の写し <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本（「前使用者と承継者との戸籍上の関係」が確認できるものを、必要に応じて提出） ※詳しくはお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 火葬許可証（埋蔵日が決まっている場合、火葬後の火葬許可証）	生活安心課（市役所2階） 各霊園管理事務所 ※手続き窓口はご利用の墓園により異なりますので、お問い合わせください。
	問い合わせ先
	生活安心課 生活安心グループ ☎ 028-632-2819

## 広報サービスを利用していた

### 手続き 広報サービスの停止又は変更（広報うつのみやの郵送サービス、声の広報、点字広報）

手続き詳細	期 限
故人が利用していたサービスの停止又は変更手続きをしてください。 ◆電話又は市ホームページから手続きできます	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
	広報広聴課（市役所3階） 
	問い合わせ先
	広報広聴課 広報グループ ☎ 028-632-2028

## 10. その他の手続き

### 市営住宅に入居していた

#### 手続き 市営住宅の手続き

手続き詳細	期 限
故人が市営住宅に入居されていた場合は、退去や承継などの手続きが必要になります。	お亡くなりになられた後、すみやかに
	手続き可能な人
	市営住宅の入居者や親族など
必要なもの	手続き窓口
お手続きに必要な書類は、単身や2人以上でお住まいの場合など、家族構成により異なりますので、詳しくは右記問い合わせ先までお問い合わせください。	宇都宮市営住宅管理センター ：宇都宮市中央1丁目9番11号大銀杏ビル6階
	問い合わせ先
	宇都宮市営住宅管理センター ☎ 028-678-8861

MEMO



## おくやみコーナーのご案内

宇都宮市では、ご家族が亡くなられた際に必要となるおくやみに関する手続きについて、ご遺族の皆様にもスムーズに進めていただけるよう、手続きや関係する窓口をご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に予約が必要です。

### ●開設時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日・年末年始を除く）

### ●予約方法

来所される日の 4 営業日前までに、宇都宮市のホームページ▶▶▶  
の予約受付フォームに必要事項を入力するか、電話でご予約ください。

電話番号：**028-632-2695**



※死亡届を提出されてから、戸籍や住民票に死亡の事実が記載されるまでお日にちがかかります。

死亡届出後、10 日程度経過した後のご予約をおすすめします。

### ●予約時間

- ・ 9 : 00 ～ (1 枠)    ・ 10 : 00 ～ (2 枠)    ・ 11 : 00 ～ (1 枠)
- ・ 13 : 00 ～ (1 枠)    ・ 14 : 00 ～ (2 枠)    ・ 15 : 00 ～ (2 枠)    ・ 16 : 00 ～ (1 枠)

### ●利用できる方

亡くなられた時に、宇都宮市に住民登録をされていた方の手続きを行う方  
(手続きの内容によっては、委任状が必要になる場合があります。)

### ●場所

宇都宮市役所 1 階 おくやみコーナー（正面玄関を入り右側奥）

## おくやみコーナーでできること

☑市役所で行う手続きを整理し、必要な手続きや関係する窓口をご案内します。

☑市役所で行う手続きの申請書の作成をお手伝いし、お預かりします。

※手続きの内容によっては、関係する課へご案内する場合があります。  
あらかじめ、ご了承ください。

☑市役所以外に必要な手続きの手続き場所をご案内します。

【お問い合わせ先】  
宇都宮市おくやみコーナー  
電話：028-632-2695

## 手続き判定ナビのご案内



手続き判定ナビは、市役所などで必要となるおくやみに関する手続きをスマートフォンやパソコンなどから簡単にお調べいただけるサービスです。簡単な質問に「はい」・「いいえ」で答えていただくだけで、必要な手続きや窓口、持ち物などを確認することができますので、ぜひご利用ください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納	栃木県運転免許センター : 栃木県鹿沼市下石川1681 ☎ 0289-76-0110 宇都宮中央警察署 : 宇都宮市下戸祭1-1-6 ☎ 028-623-0110 宇都宮東警察署 : 宇都宮市中今泉3-5-63 ☎ 028-610-0110 宇都宮南警察署 : 宇都宮市みどり野町1-8 ☎ 028-653-0110
普通自動車	<input type="checkbox"/>	自動車税種別割に関する手続き	自動車税事務所 : 宇都宮市八千代1-5-10 ☎ 028-658-5521
	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車など	関東運輸局栃木運輸支局 : 宇都宮市八千代1-14-8 ☎ 050-5540-2019
バイク (125cc超)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車など	
軽自動車 (三輪・四輪)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会栃木事務所 : 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎ 050-3816-3107
国税の申告	<input type="checkbox"/>	相続税・所得税・消費税の申告、納税など	宇都宮税務署 : 宇都宮市昭和2-1-7 ☎ 028-621-2151
不動産	<input type="checkbox"/>	土地・家屋など所有者の移転(相続)登記など	宇都宮地方法務局 : 宇都宮市小幡2-1-11 ☎ 028-623-0916
厚生年金	<input type="checkbox"/>	年金に関する手続き	宇都宮西年金事務所 : 宇都宮市下戸祭2-10-20 ☎ 028-622-4281 宇都宮東年金事務所 : 宇都宮市元今泉6-6-13 ☎ 028-683-3211
共済年金	<input type="checkbox"/>	年金に関する手続き	各共済組合
農業者年金	<input type="checkbox"/>	死亡の届出に関する手続き	最寄りのJA支所
県営住宅	<input type="checkbox"/>	各種変更・解約	栃木県住宅供給公社 : 宇都宮市仲町1-1 栃木県地域づくり機構ビル2階 ☎ 028-626-3198

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
外国籍の方	<input type="checkbox"/>	在留カードや特別永住者証明書の返納	東京出入国在留管理局 宇都宮出張所 ：宇都宮市小幡2-1-11 ☎ 028-600-7750
	<input type="checkbox"/>	(亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合) 在留資格の変更など	
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金・入院給付金の請求など	各生命保険会社又は代理店
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関 など
株式など	<input type="checkbox"/>	名義変更	各証券会社 など
国債	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	償還金支払場所又は証券保管書に記載の郵便局
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話・携帯	<input type="checkbox"/>	契約承継・解約	
電気・ガス料金など	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	転居の連絡や名義変更・解約など	NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
新聞	<input type="checkbox"/>		各契約代理店
賃貸住宅・借地権・借家権	<input type="checkbox"/>		家主・地主
家屋の火災保険	<input type="checkbox"/>		各損害保険会社
自動車保険(自賠責・任意保険)	<input type="checkbox"/>		
口座自動引落	<input type="checkbox"/>		各契約会社
保証金	<input type="checkbox"/>		名義変更
各種免許・届出	<input type="checkbox"/>	名義変更・免許証の返納など	管轄官庁
リース・レンタル契約	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社

# 大切な方が亡くなられたあとの各種支援・貸付制度など（市役所・市役所以外）

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

## 生活保護制度

<b>制度の内容</b> 病気などの理由で、収入や蓄えがなく、生活が困難になった人に、最低限の生活を保障する国の制度です。保護を必要とする時は、本人又は家族の方が、生活福祉第1課・2課へご相談ください。	<b>対象</b> 資力、能力など全て活用した上でも生活に困窮する者  <b>その他</b> 地域の民生委員・児童委員にも相談ができます。
<b>保護の種類</b> ●生活扶助 ●住宅扶助 ●教育扶助 ●医療扶助 ●介護扶助 ●出産扶助 ●生業扶助 ●葬祭扶助	<b>問い合わせ先・相談窓口</b> 生活福祉第1課・2課 （市役所1階） ☎ 028-632-2105、2465

## 母子父子寡婦福祉資金

<b>制度の内容</b> ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を図るため、修学資金をはじめとした12種類からなる資金を貸付しています。	<b>対象</b> ・配偶者のいない女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している人 ・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子 （婚姻歴がない方は含まれません。）
<b>資金の種類</b> ●事業開始資金 ●事業継続資金 ●修学資金 ●技能習得資金 ●医療介護資金 ●就学支度資金 ●就職支度資金 ●修業資金 ●生活資金 ●転宅資金 ●住宅資金 ●結婚資金	<b>問い合わせ先・相談窓口</b> 子ども政策課 自立支援グループ （市役所2階） ☎ 028-632-2389

## ひとり親家庭のための手当 (お子さんがいる方)

手当の種類	問い合わせ先・相談窓口
<p>●児童扶養手当 ひとり親家庭の母・父等で18歳到達後最初の年度末までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している方に支給されます。(所得制限があります。)ただし、公的年金等の額が児童扶養手当額より高い方は、児童扶養手当の支給はありません。</p> <p>●ひとり親家庭支援手当 ひとり親家庭の母・父等で義務教育終了前(児童に一定の障がいがある場合は20歳未満)までの児童を養育している方に支給されます。(所得制限があります。)</p> <p>●ひとり親家庭医療費助成制度 ひとり親家庭の母・父等で、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方の保険診療分の医療費を助成する制度です。(所得制限があります。)</p>	<p>子ども政策課 自立支援グループ (市役所2階) ☎ 028-632-2386、2399</p>

## 就学援助

制度の内容	手続き窓口
<p>経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度です。</p>	<p>各小中学校</p>
対象者	問い合わせ先・相談窓口
<p>宇都宮市にお住まいの児童生徒の保護者で、</p> <p>①生活保護を受けている世帯</p> <p>②申請年度に生活保護を停止又は廃止された世帯で援助が必要と認められる場合</p> <p>③家族全員の総所得(前年中)が生活保護に準じる程度に生活が困窮している世帯で、援助が必要と認められる場合</p> <p>④児童扶養手当を受給している世帯</p> <p>⑤病気・災害などの事情により収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる場合</p>	<p>学校管理課就学グループ ☎ 028-632-2724</p>

MEMO

---



---



---



---



---



---

## 大切な方が亡くなられたあとの各種支援・貸付制度など（市役所・市役所以外）

### 宇都宮市奨学金

制度の内容	その他
<p>経済的理由により、学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）への修学が困難な方に奨学金を貸与する制度です。</p> <p>※詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。</p>	<p>この他、交通遺児（保護者が道路上の交通事故により死亡又は負傷による後遺障がいのため働けなくなった家庭の被扶養者）を対象とした奨学金制度があります。</p> <p>※詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。</p>
申請資格	問い合わせ先・相談窓口
<p>①本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。</p> <p>②成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。</p> <p>※父・母両方が連帯保証人になることは不可</p> <p>※市外に在住の方が連帯保証人になることは可</p>	<p>教育企画課管理グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2705</p>

### 宇都宮市入学一時金

制度の内容	
<p>学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）に入学予定の方の保護者に入学一時金を貸与する制度です。</p> <p>※高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、専門学校（高等課程）については、私立学校のみ対象となります。</p> <p>※詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。</p>	
申請資格	問い合わせ先・相談窓口
<p>①本市市民であること。</p> <p>②市税の滞納がないこと。</p> <p>③成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること。</p> <p>※もう一方の保護者が連帯保証人になることは不可</p> <p>※市外に在住の方が連帯保証人になることは可</p> <p>④他の入学一時金の貸付を受けていないこと。</p>	<p>教育企画課管理グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2705</p>

## 宇都宮市返還免除型育英修学資金

制度の内容	その他
<p>経済的理由により、学校教育法の規定に基づく大学、大学院、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）への修学が困難な方に、奨学金を貸与し、一定の条件を満たせば返還が免除される制度です。</p> <p>※詳細の申請基準等は募集要項でご確認ください。</p>	<p><b>【返還免除の要件】</b> 最終学校を卒業した翌月から1年以内に宇都宮市に居住し、かつ、5年間居住を継続した時に返還が免除されます。</p>
申請資格	問い合わせ先・相談窓口
<p>①本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。</p> <p>②成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。 ※父・母両方が連帯保証人になることは不可 ※市外に在住の方が連帯保証人になることは可</p> <p>③過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付を受けたことがないこと。</p> <p>④最終学校卒業後、宇都宮市に居住を希望すること。</p>	<p>教育企画課管理グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2705</p>

## 宇都宮市大学等受験一時金

制度の内容	
<p>学校教育法の規定に基づく、大学、大学院、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）を受験する予定の方の保護者に受験一時金を貸与する制度です。</p> <p>※詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。</p>	
支援内容	問い合わせ先・相談窓口
<p>①本市市民であること。</p> <p>②市税の滞納がないこと。</p> <p>③成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること。 ※もう一方の保護者が連帯保証人になることは不可 ※市外に在住の方が連帯保証人になることは可</p> <p>④他の受験一時金の貸付を受けていないこと。</p>	<p>教育企画課管理グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2705</p>

## 大切な方が亡くなられたあとの各種支援・貸付制度など（市役所・市役所以外）

### 生活困窮者自立相談支援窓口

#### 制度の内容

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方のために、自立に向けた相談支援窓口を開設しています。

#### 支援内容

相談支援員が個別の相談内容に応じた支援プランを作成し、市や関係機関による就労支援や各種福祉サービスなどの活用により、生活困窮状態から早期脱却に向け、継続的に支援を行います。

#### 問い合わせ先・相談窓口

宇都宮市社会福祉協議会内  
生活困窮者自立相談支援窓口  
：宇都宮市中央1丁目1番15号  
宇都宮市総合福祉センター5F  
☎ 028-612-6668

#### MEMO

## 相談窓口

※いずれも無料相談となります。予約が必要となる場合もありますのでご確認ください。

名称	内容	会場・日時など	問い合わせ先
弁護士法律相談 (要予約)	不動産、相続、金銭貸借など ※同一内容の相談は1回限り ※相談時間は20分以内	広報紙をご確認ください。	広報広聴課 (市役所3階) ☎ 028-632-2022
行政書士相談	相続、農地転用、開発行為 など、市役所など官公庁に 提出する書類や手続き		
司法書士相談	登記(相続、売買、会社設 立など)、債務整理、成年 後見手続きなど		
司法書士による相 続の相談会 (要予約)	不動産登記などの相続、遺 言に関する面談による相談		相続登記相談センター (県司法書士会) ☎ 028-614-1122
税理士による無料 税務相談会 (要予約)	税金全般(法人及び個人事 業主などの相談は除く) ※相談時間は30分程度		税制課(市役所2階) ☎ 028-632-2204
市民相談	市の業務や日常生活での困 り事などに関する相談先の 案内・助言	市民相談コーナー (市役所2階) 月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	市民相談コーナー ☎ 028-632-2835
こころの健康相談	こころの健康に関する不安 や悩みなど	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	保健予防課(保健所) :宇都宮市竹林町972番地 ☎ 028-626-1116
ごみの相談	ごみの出し方	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	ごみ減量課 (市役所12階) ☎ 028-632-2423
	粗大ごみの収集の申し込み ※粗大ごみの収集は1点に つき840円	月～金曜日 午前9時00分～ 午後5時00分	粗大ごみ受付センター ☎ 028-643-5371
空き家・空き地の 相談	空き家・空き地を相続後の 処分や活用に関する相談	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	生活安心課 (市役所2階) ☎ 028-632-2266
ペット相談	新しい飼い主を探すための 相談・助言	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	生活衛生課(保健所) :宇都宮市竹林町972番地 ☎ 028-626-1108

※ここに掲載した相談窓口は一例です。他の各種相談については広報紙等をご覧ください。

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

## 各種証明書の交付について（市民課・税制課）

死亡に関連する手続きにおいて、相続等で必要となる主な証明書の取得窓口等を記載しました。

【窓口交付】◆市民課（市役所1階）◆各地区市民センター・出張所（バンバ出張所については右記*3参照）			
証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項
住民票の写し	本人確認書類 （右記*1参照）	300円	
死亡届書記載 事項証明書		350円	原則、法令で定めのある場合に限り、発行が可能です。詳しくは、市民課（☎028-632-2267）までお問い合わせください。
戸籍謄本・抄本		◆戸籍謄本・抄本 450円 ◆除籍謄本・抄本 750円 ◆改製原戸籍 750円	必要な戸籍の種類については、提出する関係機関にご確認の上、請求してください。
戸籍の附票		300円	
印鑑登録証明書	本人確認書類 （右記*1参照） 本人の印鑑登録証	300円	※亡くなられた方の印鑑登録証明書は、発行できません。

【窓口交付】◆税制課（市役所2階）◆各地区市民センター・出張所			
証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項
所得証明書	本人確認書類 （右記*2参照）	300円	
課税証明書		300円	
評価証明書		300円（1枚あたり） ※名義ごとに土地・家屋併せて5物件まで1枚に記載。	土地・家屋の基本情報、及び評価額が記載されたものになります。
公課証明書			評価証明書に課税標準額、相当税額が記載されたものになります。

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

## 本人確認書類について

手続きをする際、手続きされる方の本人確認を行っています。

来庁の際は、本人確認ができる書類を必ずお持ちください。

※全て有効期限内に限ります。

※通知カードは本人確認書類ではありません。

### \* 1 市民課、各地区市民センター・出張所での本人確認書類

#### ①顔写真付きの公的な本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

#### ②顔写真付きの本人確認書類がない場合は、次のものを2点ご持参ください。

健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療制度資格確認書、年金手帳、学生証など

⇒詳しくは市民課までお問い合わせください。☎ 028-632-2267

### \* 2 税制課、各地区市民センター・出張所での本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、在留カード、健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療制度資格確認書、年金手帳など

また、相続人の方が、亡くなった方の証明書を取得する場合は、その方が亡くなった事実及び亡くなった方との関係が確認できる戸籍謄本等の書類が必要です。

⇒詳しくは税制課までお問い合わせください。☎ 028-632-2187

### \* 3 バンバ出張所の証明書の取り扱いについて

バンバ出張所は月曜日休館です。

宇都宮市以外の本籍の戸籍謄本（本人確認書類は上記\* 1 ①のみ）は、

土日祝休日は終日、火～金曜日の午後5時～午後7時は受付できません。

死亡届記載事項証明書・所得証明書・課税証明書・評価証明書・公課証明書は、土日祝休日は終日、火～金曜日の午後5時15分～午後7時は受付できません。

なお、本ガイドブックに記載のない証明書等につきましては、

あらかじめ **バンバ出張所 ☎ 028-616-1542** までご確認ください。

MEMO

## 各種証明書の交付について（コンビニ交付サービス）

コンビニ交付では、相続等の手続きに必要な証明書の一部が取得できます。  
 証明書の取得は、マイナンバーカードを使った便利なコンビニ交付をご利用ください。

### 【コンビニ交付】◆各コンビニエンスストア

証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項	所管課
住民票の写し	利用者本人のマイナンバーカード （利用者証明用電子証明書が格納されているもの）	200円	現在、住民登録地が宇都宮市の方となります。	市民課
戸籍謄本・抄本		350円	現在、本籍地が宇都宮市の方となります。 ※本籍地が宇都宮市で、住民登録地が宇都宮市以外の方は、事前に利用登録を申請いただくことにより、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の取得が可能となります。	
戸籍の附票		200円		
印鑑登録証明書		200円	現在、住民登録地が宇都宮市の方	税制課
所得証明書		200円	最新年度のみ	
課税証明書		200円	最新年度のみ	

## コンビニ交付サービス

- ①利用時間 午前6時30分 から 午後11時まで
- ②持ち物 利用者本人のマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が格納されているもの）  
※亡くなった方のマイナンバーカードはご使用できませんのでご注意ください。
- ③利用できる場所 セブン-イレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップなど  
※キオスク端末（マルチコピー機）にて取得することができます。

⇒コンビニ交付サービス及び市民課所管の証明書については市民課（☎ 028-632-2265）までお問い合わせください。

⇒税制課所管の証明書については税制課（☎ 028-632-2187）までお問い合わせください。

## 窓口待ち状況配信サイト

市民課（市役所1階）や地区市民センター・出張所の窓口の待ち状況（「待ち人数」や現在の「呼び出し番号」）が確認できます。窓口にお越しいただく際に、ぜひご利用ください。

宇都宮 窓口待ち状況

検索



MEMO

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

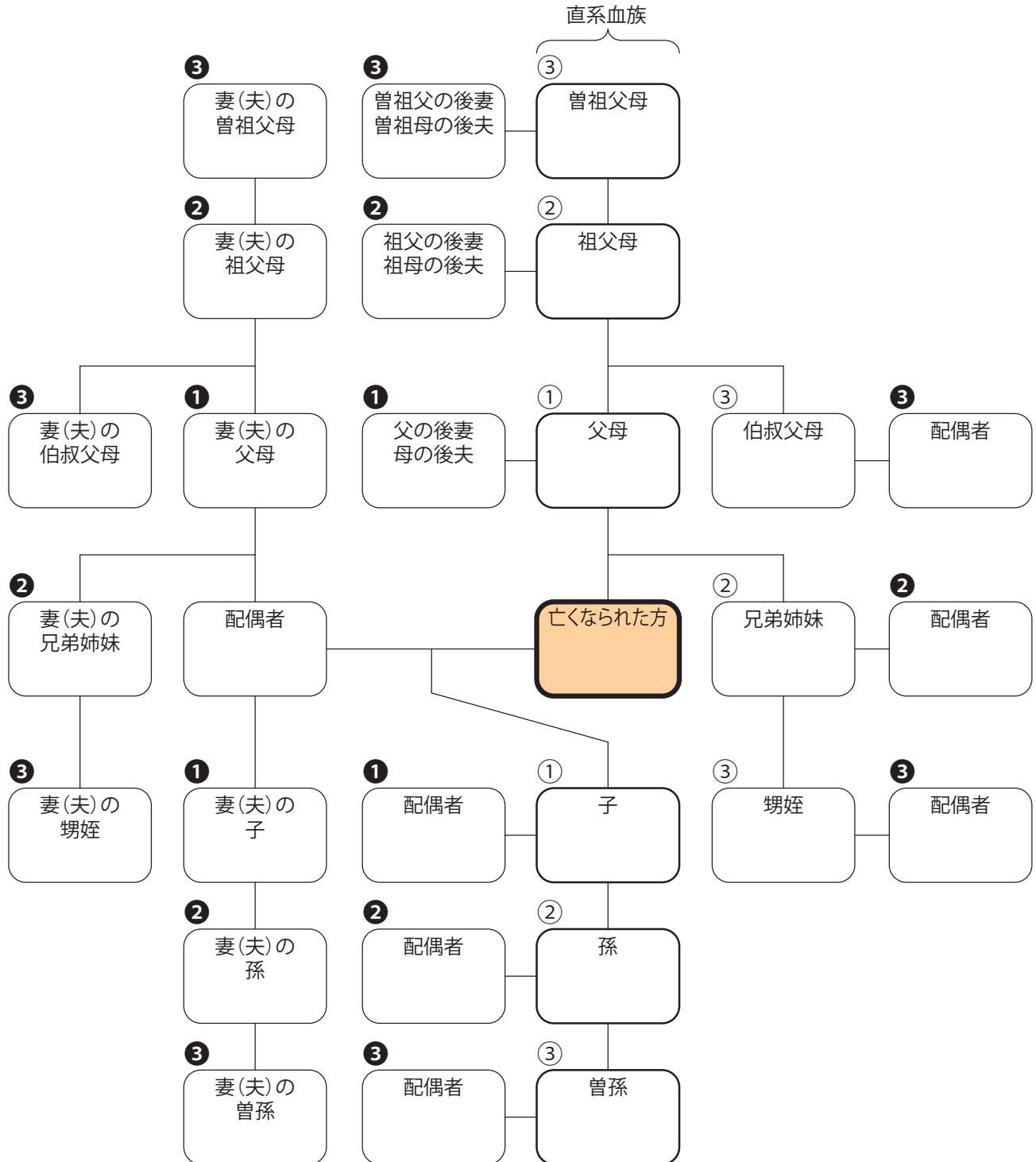
相続について

広告

# 家系図 (3親等内の親族)

※相続等のお手続きの際にご利用ください。

※続柄の数字は、一親等から三親等までの血族 (①~③) と姻族 (①~③) を表示しています。



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

# 令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化

所有者不明土地の解消に向けて

## 不動産に関するルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から**  
**3年以内に申請**しなければなりません。  
正当な理由がなく**義務に反した場合**、  
**10万円以下の過料**の対象となります。

令和6年4月1日以前に相続で不動産取得を知った場合には、  
令和9年3月31日までに申請する必要があります。

### 問い合わせ先

宇都宮地方法務局  
不動産登記部門  
☎ 028-623-0916

不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」



## ★ワンポイント★ 相続登記が義務化（令和6（2024）年4月1日から）

相続により（遺言による場合を含みます。）不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。また、令和6年4月1日以前に相続により所有権を取得したことを知った場合には、令和9年3月31日までに相続登記の申請をする必要があります。

遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならないこととされました。

なお、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。

## 相続登記の必要性について

- 土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を、その不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。また、亡くなられた方が、お住まいになっていた不動産の他にも別に不動産を所有している場合は、その不動産も相続登記を行う必要があります。

### →相続登記をしないで放っておくと…

- ▶ 不動産をすぐに売却できない場合がある。
- ▶ 相続時の手続き費用が高額になる場合がある。
- ▶ 相続登記をしないうちにまた相続が開始すると会ったことのない相続人（遠縁の親戚）が現れ、相続関係が複雑になる場合がある。
- ▶ 誰が不動産の管理をするのか相続人の間でもめる場合がある。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士は、  
相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 司法書士は 相続手続きの専門家です

相続手続きは着手までの時間を置けば置くほど面倒になります。  
できる限り早めの対応をおすすめします。

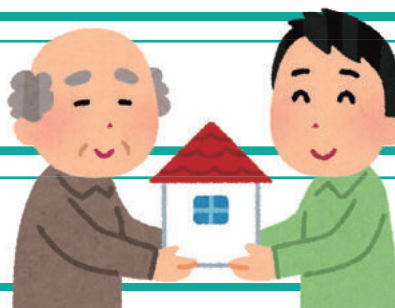
相続手続きの中でも特に面倒な以下の手続きは  
地元宇都宮の司法書士である当事務所におまかせください。

土地・一戸建て・マンション・駐車場等の名義変更

預貯金の名義変更

株券・証券の名義変更

手続きに必要な戸籍謄本等の取り寄せ



当事務所は「出張」相談対応が可能です。お客様のご自宅にお伺いして  
お話を伺いすることもできます。出張・相談・見積もりはすべて無料  
です。お気軽にお問い合わせください。

ご相談内容に応じ、他の専門家との連携が必要なときは 信頼できる専  
門家をご紹介、お取次ぎをいたします。紹介料は無料です。

■主な連携専門家■ 弁護士・税理士・行政書士 など

## 石川司法書士事務所

所長：石川 裕隆 所属：栃木県司法書士会

TEL:028-612-5515 FAX:028-612-5588

〒320-0049 宇都宮市一ノ沢町285-28 メゾーの沢101

<https://www.srs-ishikawa.com/>



ホームページ

チェックリスト

各種手続き

おみやみコーナー！  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
貸付制度など

相続について

広告

# 相続の手配はお済みですか？

大切な手続き **塩浜会計事務所**にお任せください

## 相続の 申告



どんな資料を集めれば  
いいんだろう？

相続税をいつまでに  
いくら払えばいいの？

## 各種 お手続き



誰に何を相談すればいいか  
わからない…

手続きにはいくら  
必要なの？

すべて**当事務所**で完結できます！（一部、他士業との連携あり）

**初回相談無料** ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎ **028-639-1176**

受付  
時間

8:15～17:15  
(土日祝日を除く)

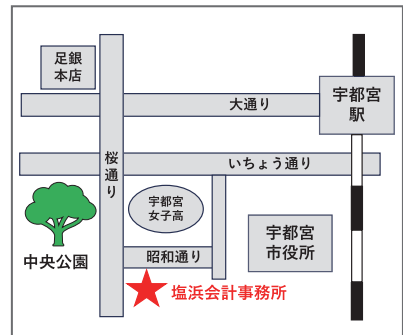
**創業  
39年** **塩浜会計事務所**

税理士・特定行政書士 塩濱 茂夫  
税理士 塩濱 香保里

所属会：関東信越税理士会 宇都宮支部  
栃木県行政書士会 宇都宮支部

宇都宮市幸町3-1 金田ビル2F

<https://www.shiohamakaikei.com/>



# くらし変わらず、任せて安心！ 住んだまま買取

## お住まいになったままでも不動産を現金化 住んだまま買取ってどんなサービスなの？

- 1 **ポイント** 現在の家に『住んだまま』でも不動産を現金化できます。お支払いは現金一括。
- 2 **ポイント** ご近所の方に知られることなく自宅を現金化できます。
- 3 **ポイント** 売却後はお客様と賃貸借契約。ご自宅に住み続けていただけます。
- 4 **ポイント** 退去時の転居先のお探し、見守りサービスなどもサポートします。



まかせて安心

お住まいになったままでも

### 買取り

空き家・空き地  
でもOK!

築年数不問

### 現金一括払い



CR **デイ・リバー**

お住まいの不動産

Checkpoint! **ここが重要!** 売却後も住み続けられる

売却後は弊社貸主となる賃貸借契約を結んでいただくことでご自宅に住み続けていただけます!

Checkpoint! **ここが重要!** 税金や修繕費がなくなる

建物の管理はデイ・リバーがいたしますので固定資産税や修繕費などの負担がなくなります!

※住み続けていただくことを目的としていますので、今までの成約事例では全て相場よりも安いお家賃でお住まいいただいています。  
※定期借家契約ではないので、お望みの限り住み続けていただけます。

弊社は『宇都宮空き家会議』の協力事業者です

宇都宮空き家会議 空き家・空き地対策官民連携組織  
宇都宮空き家会議

### ご相談事例

- 子供たちは遠方に住んでおり、自分が死んだ後自宅を継ぐ者がいない。
- 『終活』の一環として不動産の処分を考えている。
- 老後資金の準備・子供や孫への教育資金などでまとまったお金がほしい。
- 近所の人には知られたくないが、自宅を売却したい。
- 自宅を売却して住み替えたいが、自宅に住んだままだと売却がなかなか進まない。
- 今すぐには引っ越せないが、数年後までには処分したい。
- 貸している家があるが、そのままの状態売却したい。

まずはお気軽にお電話ください!

## ご相談・査定 いつでも無料

(公社) 栃木県宅地建物取引業協会会員 栃木県知事免許 (3) 第 4951 号  
株式会社 **デイ・リバー**  
〒320-0033 栃木県宇都宮市本町10番18号



# 028-689-9687

https://dayriver.jp デイリバー 検索

チェックリスト

各種手続き

おみやみコーナー  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援など  
貸付制度など

相続について

広告

相続ってまず  
なにから始めたら  
いいの？

# 相続登記

預貯金や株式の  
相続はどうすれば  
いいの？

自宅の  
名義変更は  
どうすれば？

# 遺産整理

借金がある  
ので相続の  
放棄をしたい

遺言書の  
書き方が  
わからない

# 遺言書



## 司法書士にご相談ください



司法書士  
齋藤 諒

私たちが解決のお手伝いをします！

司法書士の齋藤諒と申します。私たちは栃木県宇都宮市で相続手続きや遺言書作成などの業務をしています。お客様から「初めてのことでどうしたら良いかわからない」「本当に大丈夫なのか不安だ」といった相談を受ける機会が多いです。私たちがじっくりお話を聞き、解決のためのサポートをいたします。

初回無料相談受付中（事前予約制）

司法書士齋藤諒事務所

〒321-0935 栃木県宇都宮市城東1丁目4-21

栃木県司法書士会 登録第448号

☎028-612-6265

営業時間／平日9:00～18:00

<https://www.utsunomiya-souzoku-support.com>



# トヨタウッドユーホーム不動産



## ご売却物件募集中！ 不動産の売却は 当社へご相談ください。

不動産に関するご相談は、トヨタウッドユーホームにおまかせください。  
お客さまの大切な不動産。トヨタグループならではの信頼と安心のもと、  
「仲介」「買取」2つの制度で売却をサポートさせていただきます。

空家管理業務<sup>※1</sup>も承ります。

※1.当社と提携先と協業サービスです。詳しくはお問合せください。

※image

### 仲介

こんな方に  
オススメ！

- 相場の価格で売却したい
- 不動産情報を広くPRしてほしい



**メリット**

- ☺ 買取よりも高値で売れる場合がある
- ☺ ご希望に合わせた売却方法を模索できる
- ☺ 購入希望者を広く募ることができる
- ☺ 購入希望者の人物像を見て売却できる

**デメリット**

- ☹ いつ売れるかわからない
- ☹ 売れるまでの管理・メンテナンスが必要
- ☹ 内覧時の立ち会いや片づけが手間
- ☹ 引き渡し後の契約不適合責任が発生する可能性がある

### 買取

こんな方に  
オススメ！

- できるだけ早く、手間なく手放したい
- 仲介で出しているが、なかなか売れない



**メリット**

- ☺ 早期売却が可能<sup>※2</sup>
- ☺ 契約不適合責任免責のため売却後も安心
- ☺ 不要な家財を残したまま売却可能
- ☺ 近所に知られず売却可能
- ☺ 仲介手数料がかからない

**デメリット**

- ☹ 仲介よりも低い売却価格となる可能性がある
- ☹ 購入希望者を広く募ることができない
- ☹ 不動産によっては買取できない場合もある

※2.早期売却については物件や条件により、2週間以上かかる場合がございます。

※イラストは全てイメージです。

こちらの  
申込フォームからも  
ご相談いただけます。



### POINT

住み替えや転勤などのご計画、相続や現金化などの  
事情に合わせたご提案をいたします。どうぞお気軽にご相談ください。

**TOYOTA WOODYOU HOME トヨタウッドユーホーム株式会社**

不動産部

☎028-600-4455



建設業許可/国土交通大臣許可(特-7)第15069号 宅地建物取引業/国土交通大臣免許(7)第5168号  
(公社)栃木県宅地建物取引業協会会員 (公社)全国宅地建物取引業協会保証協会会員  
(一社)日本ツーバイフォー建築協会会員 (一社)栃木県住宅協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

〒320-8541 宇都宮市一ノ沢町256番地7(駐車場完備)  
○営業時間/午前10時~午後6時30分 ○休業日/毎週火・水曜日・第1日曜日定休

チェックリスト

各種手続き

らくやみコーナー！  
手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援  
貸付制度など

相続について

広告

# \\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ  
つけて欲しい

檀家にはいっていないが  
ちゃんとしたお坊さん  
にお経をあげて欲しい

近くに  
お寺がない

法事をすべき立場になったが  
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施  
お車代などのお金のことが不安

## 寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

# いのお坊さん

法事・法要の  
お手配総額

# 4.5

万円~

# 決まった金額だから安心！

# ☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階  
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が  
行っています。



ご相談は無料です。

# 相続

に関するご相談なら  
 栃木あんしん相続相談センターへ

相続税の申告、財産の名義変更、遺産分割協議書の作成まで  
 相続手続きをトータルサポート。東京の大手税理士法人での勤務経験を活かし  
 高品質なサービスを低価格でご提供します。



## 適正価格

高くなりがちな相続税の申告報酬を、豊富な実績と経験に基づくノウハウにより**適正価格**でご提供しています。



## 相続専門 ・実績豊富

相続専門の大手税理士法人で経験を積んだ税理士が**直接担当**します。  
 相続税申告件数**500件超**、相続に関する相談件数**1000件超**という**豊富な実績**があります。



## 強い ネットワーク

弁護士、司法書士、行政書士などの**相続に強い**専門家と連携し、**相続に関するすべてのご要望**にお応えします。

**初回相談無料・スピード対応**

お電話でのお問い合わせはこちら

**028-612-8341**

※お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせフォームは  
 24時間お気軽にどうぞ。



代表税理士 **金田 崇**  
関東信越税理士会 宇都宮支部

**栃木あんしん相続相談センター**

(運営：金田崇税理士事務所)

<https://ansinsouzoku.jp/>

〒321-0935 栃木県宇都宮市城東 2-14-26

チェックリスト

各種手続き

おくやみコーナー・  
 手続き判定ナビ

市役所外の主な手続き

各種支援・  
 貸付制度など

相続について

広告

発行 宇都宮市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2026年7月

